

2022/08/31

公立沖縄北部医療センターでの勤務に関する意向調査

第2回 無記名式（正職員用）

注）正職員、専攻医・研修医、再任用(再雇用)職員、臨時的任用職員(県)は、この様式でご回答下さい。

公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局

《調査の目的（説明）》

◆北部の2病院が統合されます！

県は、令和10年度の開院を目標に、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合して「公立沖縄北部医療センター」を整備します。

※建設予定地は沖縄県立農業大学校移転後の敷地（名護市大北）。

◆現時点のお考えで結構です！

本調査は、公立沖縄北部医療センターでの勤務について職員の皆様の現時点での意向を確認し、人材確保の見込みや課題を洗い出すためのものです。

◆安心して率直なご回答をお願いします！

本調査は無記名です。回答によって転籍、派遣、異動等が決まることはなく、また、今後の人事に影響が出ることもありません。

※身分移行時期は令和10年度の開院時を想定しており、開院までに複数回の意向調査や説明会、個別面談等を予定しています。

◆調査は毎年行います！

令和4年度の調査は、全ての県立病院と北部地区医師会病院で勤務する方を対象に実施します。令和4年度は、給与、手当や休暇制度等を比較して、どの制度がより皆様のお考えと近いか確認して、各種制度設計の参考とする予定です。

公立沖縄北部医療センターの主な機能については、公立沖縄北部医療センター整備基本計画をご覧ください。医療機能の詳細とともに、労働条件等についても今後整理して参りますので、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

下記の【基本事項】及び【質問事項】にご回答いただき、令和4年9月30日（金）までに県立病院にあっては総務課あて、北部地区医師会病院にあっては人事課に提出して下さい。

参考1 給与比較表（医師、看護職、薬剤師、医療技術員、事務職、現業職）

参考2 主な手当比較表

参考3 主な休暇制度等比較表

参考4 公立沖縄北部医療センター整備基本計画で掲げる働く環境づくり等の取組

【基本事項】

当てはまる□にチェック☑を入れ、記入欄には記載をお願いします。

所 属： 県立病院（ 北部病院（附属診療所を有する病院は附属診療所含む。以下同じ。） 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院）

北部地区医師会病院及び関連施設

採用区分： 正職員 専攻医 研修医 再任用(再雇用)職員 臨時的任用職員(県)

職 種： 医師 歯科医師 薬剤師 保健師
 助産師 看護師 准看護師 臨床検査技師
 診療放射線技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士
 言語聴覚士 視能訓練士 管理栄養士・栄養士
 社会福祉士・MSW 介護福祉士 救急救命士
 保育士 診療情報管理士 一般事務職 医療事務
 医師クランク(MA) 看護クランク 薬剤師補佐
 施設管理技士 調理師・調理員 看護補助員 リハビリ助手
 運転士 その他(_____)

注) 複数の免許等を有している場合は、現在の主たる職務に応じてチェックを入れ、重複してチェックを入れないこと。

性 別： 男 女 その他

経験年数： 1～5年 6～10年 11～15年 16～20年 21～25年
 26～30年 31年以上

注) 現在の職種の職歴に応じてチェックを入れること（例：看護師として県立A病院で2年、民間B病院で5年勤務の場合、経験年数は7年）。なお、助産師・看護師はそれぞれ看護師・准看護師の職歴を加味してよく、診療情報管理士は一般事務職の職歴を加味してよい。

現住所： 北部（金武町及び恩納村以北） 中南部（うるま市及び読谷村以南）
 先島（宮古地区及び八重山地区）

医療職能団体による専門的知識を要する資格等： _____ 注) 任意記入。

（例：呼吸器専門医、専門看護師（がん看護）、細胞検査士など）

※職業と不可分の厚生労働大臣等による免許・登録資格・認定資格は記入不要。

診療科（現在の部署）： _____ 注) 任意記入。

【質問事項】

当てはまる□にチェック☑を入れ、記入欄には記載をお願いします。

Q1. 公立沖縄北部医療センターでの勤務について、現時点でのあなたの意向を伺います。 《いずれか1つを回答》。

注1) ③～⑤は県職員のみが選択可能です。県は開院から3年間を限度として必要な職員を派遣しますが、その際、給与等は県の規程に基づき算定される額を支給します。

注2) (1)大学医局の人事で派遣されている正職員医師、(2)専攻医・研修医、(3)再任用(再雇用)職員、(4)県の臨時的任用職員、(5)定年退職予定者のうち次年度以降再任用(再雇用/継続雇用)を希望される方は、開院直前まで継続して現在の所属で勤務したものと仮定してご回答下さい。

- ① 開院当初から公立沖縄北部医療センターに身分移行(転籍)を希望する。
- ② 条件によって、開院当初から公立沖縄北部医療センターに身分移行(転籍)してよい。
- ③ 県職員の身分のまま開院から3年間を限度として公立沖縄北部医療センターで勤務してみて、身分移行(転籍)するかどうかを派遣期間中に検討する。
- ④ 県職員の身分のまま開院から3年間を限度として公立沖縄北部医療センターで勤務してもよいが、その後は他の県立病院で勤務する〔派遣は可だが転籍しない〕。
- ⑤ 公立沖縄北部医療センター開院後は他の県立病院で勤務し、公立沖縄北部医療センターでは勤務しない〔派遣も転籍も希望しない〕。
- ⑥ 公立沖縄北部医療センター開院後は他の民間病院等で勤務する。
- ⑦ その他 (※記入 _____)

県のみ
選択可

Q2. Q1.で②、③を選択した方について、公立沖縄北部医療センターに身分移行(転籍)する条件のうち最も重視するものは何ですか。《3つまで回答可》

- ① 給与等の処遇
- ② 休暇制度(育児休業、部分休業、病気休暇等)、その他福利厚生制度
- ③ 専門性が発揮できる環境
- ④ 適切な勤務時間、タスクシフト・タスクシェアなど働きやすい職場環境
- ⑤ 教育指導体制の充実、研修制度、学術活動や資格取得/維持ができる環境
- ⑥ 統合に伴う医療機能の高度化に対応する職員へのサポート体制
- ⑦ 保育・子育て・子の教育環境
- ⑧ その他 (※記入 _____)

注)「タスクシフト・タスクシェア」…医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化

Q3. Q2. で公立沖縄北部医療センターへの身分移行（転籍）で重視する条件として「①給与等の処遇」と回答した方へ質問します。原則、給与条件等は、合意書に基づき北部地区医師会病院の労働条件を適用することとしております。ご自身が現在受け取っている給与水準を100とした場合、転籍に応じることができると考える下限（これ以上妥協できない水準）、上限（現実的に希望する水準）を以下のア～シから1つ選択してください。

※ 参考1 給与比較表を参照。

※ 県立病院の職員は、下限、上限いずれもア～キのうちから選択してください。

記入欄	下限		上限			
70% (-30%)	75% (-25%)	80% (-20%)	85% (-15%)	90% (-10%)	95% (-5%)	100% (0%)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
102% (+2%)	104% (+4%)	106% (+6%)	108% (+8%)	110% (+10%)		
ク	ケ	コ	サ	シ		

Q4. Q2. で公立沖縄北部医療センターの身分移行（転籍）で重視する条件として「①給与等の処遇」と回答した方へ質問します。手当についてどのような条件であれば転籍に応じますか。※参考2 主な手当比較表参照

- ① 県立病院と同等の手当水準ならば転籍に応じる
- ② 北部地区医師会病院と同等の手当制度水準ならば転籍に応じる
- ③ 公的医療機関と同等の手当水準ならば転籍に応じる
- ④ 北部医療センターと同規模の民間急性期病院と同等の手当水準ならば転籍に応じる

Q5. Q2. で公立沖縄北部医療センターの身分移行（転籍）で重視する条件として「②休暇制度、その他福利厚生制度」と回答した方へ質問します。どのような条件であれば転籍に応じますか。（両病院）※参考3 主な休暇制度等比較表参照

- ① 県立病院と同等の休暇制度ならば転籍に応じる
- ② 北部地区医師会病院と同等の休暇制度ならば転籍に応じる
- ③ 公的医療機関と同等の休暇制度ならば転籍に応じる
- ④ 北部医療センターと同規模の民間急性期病院と同等の休暇制度ならば転籍に応じる

Q6. 皆さまにお聞きします。転籍の条件に関して、原則、給与条件等は、合意書に基づき北部地区医師会病院の労働条件を適用することとしており、開院に向けてよりよい労働条件等の整備を検討して参りますが、給与、手当及び休暇制度以外の要件で転籍に応じることができると考えても良い条件があれば、自由に記載してください。

(例) 従業員が増えて、仕事の密度や休暇の取りやすさなどが良くなること。

Q7. Q1.で④、⑤、⑥を選択した方について。公立沖縄北部医療センターへの転籍を希望しない（または派遣を希望しない）理由のうち主なものは何ですか。《3つまで回答可》

- ① 給与等の処遇への不安が大きい。
- ② 休暇制度（育児休業、部分休業、病気休暇 等）、その他福利厚生制度への不安が大きい。
- ③ 専門性の発揮、勤務時間、タスクシフト・タスクシェアの進捗など職場環境への不安が大きい。
- ④ 教育指導体制、研修制度、学術活動や資格取得/維持への不安が大きい。
- ⑤ 統合に伴う医療機能の高度化に対応できるか不安が大きい。
- ⑥ チームワークなど、両病院の組織文化の融合への不安が大きい。
- ⑦ 保育・子育て・子の教育環境への不安が大きい。
- ⑧ より高度な機能をもつ病院で専門的な医療に携わりたい。
- ⑨ 他の病院や診療所で慢性期医療や地域医療に携わりたい。
- ⑩ 家族等の生活の拠点が中南部にある。
- ⑪ 開院前に大学医局の人事による勤務先の変更が想定される。
- ⑫ その他 (※記入 _____)

注)「タスクシフト・タスクシェア」…医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化

Q8. そのほか県または公立沖縄北部医療センターへの要望・意見（提案）や、公立沖縄北部医療センター勤務時に取り組みたいことがあれば記載してください。 ※自由記載

公立沖縄北部医療センターでの勤務に関する意向調査

第2回 無記名式（非常勤職員用）

注) 北部地区医師会病院の非常勤職員（再雇用を除く。）、県の会計年度任用職員（研修医・専攻医を除く。）は、この様式でご回答下さい。

公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局

《調査の目的（説明）》

◆北部の2病院が統合されます！

県は、令和10年度の開院を目標に、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合して「公立沖縄北部医療センター」を整備します。

※建設予定地は沖縄県立農業大学校移転後の敷地（名護市大北）。

◆現時点のお考えで結構です！

本調査は、公立沖縄北部医療センターでの勤務について職員の皆様の現時点での意向を確認し、人材確保の見込みや課題を洗い出すためのものです。

◆安心して率直なご回答をお願いします！

本調査は無記名です。回答によって転籍等が決まることはなく、また、今後の人事に影響が出ることもありません。

※身分移行時期は令和10年度の開院時を想定しており、開院までに複数回の意向調査や説明会、個別面談等を予定しています。

◆調査は毎年行います！

令和4年度の調査は、質問事項の妥当性や調査の流れを検証するため、全ての県立病院と北部地区医師会病院で勤務する方を対象とします。

公立沖縄北部医療センターの主な機能については、公立沖縄北部医療センター整備基本計画をご覧ください。医療機能の詳細とともに、労働条件等についても今後整理して参りますので、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

下記の【基本事項】及び【質問事項】にご回答いただき、令和4年9月30日（金）までに県立病院にあっては総務課あて、北部地区医師会病院にあっては人事課に提出して下さい。

【基本事項】

当てはまる□にチェック☑を入れ、記入欄には記載をお願いします。

所 属： □県立病院（□北部病院（附属診療所を有する病院は附属診療所含む。以下同じ。） □中部病院 □南部医療センター・こども医療センター □宮古病院 □八重山病院 □精和病院）
□北部地区医師会病院及び関連施設

職 種： □医師 □歯科医師 □薬剤師 □保健師
□助産師 □看護師 □准看護師 □管理栄養士
□社会福祉士 □介護福祉士 □救急救命士 □歯科衛生士
□保育士 □診療情報管理士 □医師クラーク □看護クラーク
□事務補助 □調理師・調理員 □看護補助員 □助手
□運転士 □売店 □その他(_____)

注) 複数の免許等を有している場合は、現在の主たる職務に応じてチェックを入れ、重複してチェックを入れないこと。

性 別： □男 □女 □その他

経験年数： □1～5年 □6～10年 □11～15年 □16～20年 □21～25年
□26～30年 □31年以上

注) 現在の職種の職歴に応じてチェックを入れること（例：看護師として県立A病院で2年、民間B病院で5年勤務の場合、経験年数は7年）。なお、助産師・看護師はそれぞれ看護師・准看護師の職歴を加味してよく、診療情報管理士は一般事務職の職歴を加味してよい。

現住所： □北部（金武町及び恩納村以北） □中南部（うるま市及び読谷村以南）
□先島（宮古地区及び石垣地区）

医療職能団体による専門的知識を要する資格等： _____ 注) 任意記入。

（例：呼吸器専門医、専門看護師（がん看護）、細胞検査士など）

※職業と不可分の厚生労働大臣等による免許・登録資格・認定資格を除く。

診療科（現在の部署）： _____ 注) 任意記入。

【質問事項】

当てはまる□にチェック☑を入れ、記入欄には記載をお願いします。

**Q1. 公立沖縄北部医療センターでの勤務について、現時点でのあなたの意向を伺います。
《いずれか1つを回答》。**

- ① 開院当初から公立沖縄北部医療センターに身分移行（転籍）する。
- ② 条件によって、開院当初から公立沖縄北部医療センターに身分移行（転籍）してよい。
- ③ 公立沖縄北部医療センター開院後は他の民間病院等で勤務する。
- ④ その他 （※記入）

Q2. Q1.で②を選択した方について。公立沖縄北部医療センターに身分移行（転籍）する条件のうち最も重視するものは何ですか。《3つまで回答可》

- ① 給与等の処遇
 - ② 休暇制度（育児休業、部分休業、病気休暇等）、その他福利厚生制度
 - ③ 専門性が発揮できる環境
 - ④ 適切な勤務時間、タスクシフト・タスクシェアなど働きやすい職場環境
 - ⑤ 教育指導体制の充実、研修制度、学術活動や資格取得/維持ができる環境
 - ⑥ 統合に伴う医療機能の高度化に対応する職員へのサポート体制
 - ⑦ 保育・子育て・子の教育環境
 - ⑧ その他 （※記入）
- 注）「タスクシフト・タスクシェア」…医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化

Q3. Q1.で③を選択した方について。公立沖縄北部医療センターへの転籍を希望しない理由のうち主なものは何ですか。《3つまで回答可》

- ① 給与等の処遇への不安が大きい。
- ② 休暇制度（育児休業、部分休業、病気休暇 等）、その他福利厚生制度への不安が大きい。
- ③ 専門性の発揮、勤務時間、タスクシフト・タスクシェアの進捗など職場環境への不安が大きい。
- ④ 教育指導体制、研修制度、学術活動や資格取得/維持への不安が大きい。
- ⑤ 統合に伴う医療機能の高度化に対応できるか不安が大きい。
- ⑥ チームワークなど、両病院の組織文化の融合への不安が大きい。
- ⑦ 保育・子育て・子の教育環境への不安が大きい。
- ⑧ より高度な機能をもつ病院で専門的な医療に携わりたい。
- ⑨ 他の病院や診療所で慢性期医療や地域医療に携わりたい。
- ⑩ 家族等の生活の拠点が中南部にある。
- ⑪ 開院前に大学医局の人事による勤務先の変更が想定される。
- ⑫ その他（※記入 _____）

注）「タスクシフト・タスクシェア」…医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化

Q4. その他 県または公立沖縄北部医療センターへの要望・意見（提案）や、公立沖縄北部医療センター勤務時に取り組みたいことがあれば記載してください。 ※自由記載

参考1 給与比較表（令和4年7月時点、県医療政策課調べ）※県立病院用

単位 千円

職種	県立病院	比率	北部地区医師会 病院	比率2	公的医療機関	比率3	民間急性期病院 (南部)	比率4
医師	13,957	100%	15,324	110%	11,603	83%	12,164	87%
看護職	5,186	100%	4,329	83%	4,898	94%	4,273	82%
薬剤師	6,068	100%	6,034	99%	5,613	93%	4,910	81%
医療技術員	5,428	100%	4,318	80%	5,462	101%	4,203	77%
事務職	5,694	100%	3,148	55%	4,903	86%	3,616	64%
現業職	4,853	100%	3,092	64%	4,034	83%	2,228	46%

※1 比較対象となる給与額は、基本給×12月と賞与（年額）により推計。千円未満四捨五入。

※2 上記給与には、時間外勤務（超過勤務）手当を含まない。

※3 定期昇給は標準的に昇級したものと仮定し、かつ、管理職などの役職に就いていない一般職として推計。

※4 給与は昇任や人事考課等に伴う変動が想定され、賞与額は各期の業績等に応じて変動することが想定されるため、目安の水準である。

※5 賃金モデルは採用20年目で、採用時点は各職種とも新卒ストレート（例 大卒は22歳採用）として推計。

※6 医師、薬剤師、医療技術員、事務職は大卒、看護職は専門学校卒として推計。

※7 県立病院の医師給与には、初任給調整手当及び地域手当を、公的医療機関の医師給与には医師確保手当を含む。

※8 北部地区医師会病院、民間急性期病院の医師給与には、賞与及び退職手当を含まない。

参考1 給与比較表（令和4年7月時点、県医療政策課調べ）※北部地区医師会病院用

単位 千円

職種	北部地区医師会 病院	比率	県立病院	比率2	公的医療機関	比率3	民間急性期病院 (南部)	比率4
医師	15,324	100%	13,957	91%	11,603	76%	12,164	79%
看護職	4,329	100%	5,186	120%	4,898	113%	4,273	99%
薬剤師	6,034	100%	6,068	101%	5,613	93%	4,910	81%
医療技術員	4,318	100%	5,428	126%	5,461	126%	4,203	97%
事務職	3,148	100%	5,694	181%	4,903	156%	3,616	115%
現業職	3,092	100%	4,853	157%	4,034	130%	2,228	72%

※1 比較対象となる給与額は、基本給×12月と賞与（年額）により推計。千円未満四捨五入。

※2 上記給与には、時間外勤務（超過勤務）手当を含まない。

※3 定期昇給は標準的に昇級したものと仮定し、かつ、管理職などの役職に就いていない一般職として推計。

※4 給与は昇任や人事考課等に伴う変動が想定され、賞与額は各期の業績等に応じて変動することが想定されるため、目安の水準である。

※5 賃金モデルは採用20年目で、採用時点は各職種とも新卒ストレート（例 大卒は22歳採用）として推計。

※6 医師、薬剤師、医療技術員、事務職は大卒、看護職は専門学校卒として推計。

※7 県立病院の医師給与には、初任給調整手当及び地域手当を、公的医療機関の医師給与には医師確保手当を含む。

※8 北部地区医師会病院、民間急性期病院の医師給与には、賞与及び退職手当を含まない。

参考2 主な手当比較表（県医療政策課調べ）

名称	県立病院	北部地区医師会病院	公的医療機関	民間急性期病院
扶養手当	(1)配偶者・父母等：6,500円 (2)子：10,000円	①配偶者：14,000円 ②配偶者以外の扶養親族のうち2人まで：4,500円 ③配偶者がいない場合は②のうち1人について：9,500円 ④その他：1,000円 (2)子：10,000円	・子（22歳まで）1人につき10,000円 （15歳になって最初の4/1～22歳になって最初の3/31の子を有する場合は1人につき5,000円加算） ・配偶者、孫（22歳まで）、60歳以上の祖父母、弟妹（22歳まで）は1人につき6,500円	配偶者 16,000円、子・父母等 3,000円（2人目まで）、3人目以降 1,000円
住居手当	16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃27,000円以下の家賃 家賃の月額－16,000円 (2)月額27,000円を超える家賃 （家賃の月額－27,000円）×1/2+11,000円 ※支給限度額28,000円	9,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃16,500円以下の家賃 家賃の月額－9,000円 (2)家賃16,500円を超える家賃 〔（家賃の月額－16,500円）×1/2〕+7,500円 ※支給限度額15,000円	16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃32,000円以下の家賃 家賃の月額－16,000円 (2)月額32,000円を超える家賃 （家賃の月額－32,000円）×1/2 上の金額が12,500円を超える場合は、16,000円を加算した額 ※支給限度額28,500円	看護師 20,000円、薬剤師 20,000円 ※3年間限定 初期研修医 50,000円
通勤手当	片道距離2km以上から、距離に応じて支給 下限2,300円 上限40,000円 （交通用具利用者） ※交通機関利用者、交通機関機関・交通用具併用者は別途、支給額の区分あり。	片道距離2km以上から、距離に応じて支給 下限2,000円 上限21,700円 （交通用具利用者） ※交通機関利用者、交通機関機関・交通用具併用者は別途、支給額の区分あり。 医師・課長ETC支給。	（車・自転車利用者） 片道距離2km以上から、距離に応じて支給 下限2,200円 上限31,600円 （バス・モノレール利用者） 定期券3か月相当分を実費支給 限度額 55,000円	直線距離2km以上で対象 上限12,500円 医師は年俸の含む（12,500円）、専攻医は直線距離2km以上で対象 上限12,500円、初期研修医は対象外
管理職手当	中部病院、南部医療センター院長：137,700円 事務部長：66,000円 看護部長：65,000円 ※本庁課長級以上の役職に適用 ※最大137,700円、最小65,000円 ※主任等の役職手当はなし。	科長：30,000円 課長・室長・薬局長・師長：50,000円 課長補佐・室長補佐・副薬局長・保育園園長：20,000円 看護部主任・係長・副園長：10,000円 主任：5,000円	副院長20% 事務部長18% 事務副部長17% 看護部長17% 部長（診療系）15% 課長（事務系）15% 看護副部長12% 副部長（技・診）12% 技師長12% 師長・課長（技）10% 係長7%	【医師以外】 副主任手当：10,000円、主任手当：20,000円、課師科長手当：100,000円 【医師】 副院長手当：50,000円、医長手当：200,000円
時間外勤務手当	(1)1時間あたり給与額の125/100 (2)1時間あたり給与額の135/100（週休日等正規の勤務日以外の日） (3)1時間あたり給与額の150/100（午後10時～午前5時の間） ※時間外勤務が月60時間を超えた場合、超えた部分について (4)1時間あたり給与額の150/100 (5)1時間あたり給与額の175/100（午後10時～午前5時の間）	(1)1時間あたり給与額の125/100 (2)1時間あたり給与額の150/100（午後10時～午前5時の間） ※時間外勤務が月60時間を超えた場合、超えた部分について (3)1時間あたり給与額の150/100 (4)1時間あたり給与額の175/100（午後10時～午前5時の間）	時給×超勤時間×125/100（普通残業） 時給×超勤時間×150/100（深夜残業）午後10時～午前5時の間 時給×超勤時間×25/100（平日の勤務時間を超え代休を与えた場合） 時給×超勤時間×150/100（60時間超過分/月）	法定通り 医師は固定残業手当として70時間を含み支払い、超えた場合、法定の掛け率（60時間超え）を支払う。 初期研修医、専攻医は固定残業手当として80時間を含み支払い、超えた場合、法定の掛け率（60時間超え）を支払う。
休日勤務手当	(1)1時間あたり給与額の135/100 (2)1時間あたり給与額の160/100（午後10時～午前5時の間）	(1)1時間あたり給与額の135/100 (2)1時間あたり給与額の160/100（午後10時～午前5時の間）	時給×超勤時間×135/100（休日残業） 時給×超勤時間×165/100（休日深夜残業）午後10時～午前5時の間 時給×超勤時間×35/100（休日勤務+代休の場合）	法定通り
夜間手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、看護補助員又は管理者がこれらに準ずると認める職員が、深夜（午後10時～午前5時）に看護等の業務に従事したときに支給 (1)7,300円（深夜の全部） (2)3,550円（4時間以上～7時間未満） (3)3,100円（2時間以上～4時間未満） (4)2,150円（2時間未満）等	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、救命士・介護福祉士・看護補助員又は管理者がこれらに準ずると認める職員が、準夜・深夜に看護・救急の業務に従事したときに支給 ①7,500円（深夜の全部）6,000円（3年未満）5,500円（準夜の全部）4,500円（3年未満） ②3,500円（深夜の全部）4,500円（準夜の全部）救命士・介護福祉士 ③3,000円（深夜の全部）4,000円（準夜の全部）看護補助員	午後10時～午前5時までの勤務した時間に対して支給 （時給×50/100+520円）×深夜時間 俸給表が1級の職員は580円、2級は550円、3級は520円 深夜の勤務時間が30時間を超える場合は、超えた時間については75/100で計算 看護師以外は時給×25/100	2時間未満 2,000円 2時間以上4時間未満 3,300円 4時間以上6時間未満 6,600円 6時間以上 10,000円
期末・勤勉手当	基礎額（給料月額等）×4.3ヶ月	3.2ヶ月	3.6ヶ月	賞与はポイント制度導入 賞与支給額＝出勤貢献係数×職種別係数×役職別係数×個人の獲得ポイント点数×ポイント金額×在籍期間支給率

同一

同一

※「県職連合手帳」「北部地区医師会病院給与規程」等を参考に主な手当を抜粋し、その主な内容を記載。

※手当の名称は県立病院のものを記載。医師会病院、その他医療機関で定められた手当の名称と異なる場合がある。

参考3 主な休暇制度比較表（県医療政策課調べ）

名称	県立病院	北部地区医師会病院	公的医療機関	民間急性期病院（南部）
年次休暇	20日付与 ※新規採用職員の場合、採用月により変動あり	勤務年数により変動 6年以上の勤務で最大20日付与	24日（年度単位付与） ※年度途中新規採用職員の場合、採用月により変動あり	・年次休暇 1年目 最大12日、2年目 最大15日、3年目以降 20日 正職員以外は法定通り
公傷休暇	業務上の負傷、疾病（公務災害と認定される場合）による療養 休暇期間：必要な期間（1年6ヶ月以内）	業務上の傷病（通勤災害も含む）により欠勤し、欠勤日より3ヶ月経過してもその傷病が治癒していないとき 休暇期間：傷病が治癒するまで	業務上負傷し、若しくは病気にかかり又は通勤（労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは病気に（以下「公症」という。）にかかり勤務に耐えない場合 休暇期間：療養の期間休務を命ずる	労働基準法等で定める期間
療養休暇	結核性疾患による療養 休暇期間：1年以内	結核性疾患による療養 休暇期間：1年6ヶ月以内	※結核性疾患・悪性腫瘍又は脳溢血に罹患した職員に休職を命じた場合の休職期間については勤続年数により次のとおり。 勤続1年未満 1年 勤続1年以上2年未満 1年6カ月 勤続2年以上3年未満 2年 勤続3年以上5年未満 2年6カ月 勤続5年以上8年未満 3年 勤続8年以上 3年6カ月	なし
病気休暇	(1)公務外の負傷・疾病（結核性疾患除く）による療養 (2)妊娠中の様々な病気で切迫流産の恐れがあると診断された場合 休暇期間 (1)・・90日以内 (2)・・120日以内	業務外の傷病により通常の労務提供ができず、欠勤日より30日経過してもその傷病が治癒しないとき 休暇期間：3ヶ月以内	過去1年を通じ病気（公症を除く）により勤務しない期間が120日以上に及びなお正常な勤務に耐えられないと認められるとき。（歴日数ではなく、欠勤日数が120日） 休職期間：満1年	休暇期間 悪性疾患の場合 93日まで 悪性疾患以外の場合は 31日まで その他理事長が承認した場合 93日まで ※不妊治療は対象外とする
生理休暇	必要な時間	必要日数	請求した日数	あり 必要な日数
産前・産後休暇	産前8週（多胎妊娠の場合は14週）、産後8週	産前6週（多胎妊娠の場合にあつては14週）、産後8週	産前7週（多胎妊娠の場合は14週）、産後8週	あり 産前8週（多胎妊娠の場合は14週）、産後8週
慶弔休暇	結婚休暇：5日 忌引休暇：10日（配偶者） 7日（父母、子）等	結婚休暇：7日 忌引休暇：10日（配偶者） 7日（父母） 5日（子）等	結婚 5日（本人）子女3日以内、妻の出産3日以内 忌服 10日（配偶者） 血族：7日（父母） 5日（子） 3日（祖父母・兄弟） 1日（伯叔父母）等 姻族：3日（父母） 1日（子・祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母）	結婚休暇：連続した7日 結婚休暇7日 忌引休暇 配偶者10日、父母血族7日 姻族3日 子と子の配偶者 血族7日 祖父母、兄弟姉妹、孫 血族3日 姻族1日
夏季休暇	5日 取得期間：5月～12月	3日 取得期間：1年中	3日 ※年休24日に含まれる。 取得期間：7月～9月（医師・看護職は6月～10月）	なし
介護休暇	期間：通算6ヶ月以内	期間：原則、通算93日以内	期間：最大186日（1回～3回に分けて取得可能）	・介護休業 ①1日の所定労働時間内において2時間を超えない範囲内で、30分単位で勤務時間を短縮（介護休業と通算して93日まで） ②介護を要する家族が一人の場合は1年につき5日、二人以上の場合は1年につき10日を限度として、時間単位で介護休暇を取得することができる
育児休業等	【育児休業制度】 対象職員：全職員（非常勤職員等を除く） 期間：3歳に達するまで 【育児短時間勤務制度】 期間：小学校就学時期に達するまで	【育児休業制度】 対象職員：入職1年以上の職員 期間：1歳2ヶ月に達するまでの間、1年を限度 【育児短時間勤務制度】 期間：3歳に達するまで	【育児休業制度】 対象職員：全職員（嘱託職員は雇用期間が1年未満は除く） 期間：3歳に達するまで 【部分育児休業、育児短時間勤務】 期間：6歳に達した最初の3月31日まで	【育児休業制度】 対象職員：全職員 期間：1歳に達するまで。保育園が決まらない場合は2歳まで 【育児短時間勤務制度】 期間：3歳に達するまで

※「県職連合手帳」「北部地区医師会病院就業規則」等を参考に主な制度を抜粋し、その主な内容を記載。

※制度の名称は県立病院のものを記載しており、医師会病院、その他医療機関で定められた制度の名称と異なる場合がある。

環境づくり関係の取組

1 専門性が発揮できる環境整備など

- ・ 北部の拠点としての臨床研修環境の充実
(研修管理部署、研修施設の充実)
- ・ ICTやRPA等のイノベーションの活用
(診療や事務作業の補助など)
- ・ 県立病院等との人事交流及び県外・国外医療機関等への派遣研修

2 適切な勤務時間確保などの取組

- ・ 医療クランク等の適切な配置による医療従事者のタスクシフト、タスクシェアの推進、ワークライフバランスの充実
- ・ 一定数の育児休業取得を前提とした職員の確保

3 教育指導体制の充実、研修制度、学術活動や資格取得及び維持などの取組

- ・ 県立北部病院が基幹施設として認定を受けている「総合診療専門研修プログラム」の継続
- ・ 各診療科への指導医等の確保や各学会が認定する研修施設等の指定、専門医のキャリア形成等に資する研修機能の充実
- ・ 琉球大学病院のサテライト教室として地域医療教育センター（仮称）を設置
- ・ 地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院として、地域医療従事者等への研修機能の充実、また看護学生や薬学生等、救急救命士を含む地域医療従事者の研修等への対応

4 様々な職員サポートなどの取組

- ・ 研修室、カンファレンスルーム、医学図書室及びオンライン講義が受講可能な環境を有する講義室を整備
- ・ ICT機材、臨床研修等機能を支える充実した事務組織を設置

整備予定の利便施設等

1 研修及び教育拠点施設

- ・ 研修室、カンファレンスルーム、医学図書室及びオンライン講義が受講可能な環境を有する講義室を整備
- ・ ICT機材、臨床研修等機能を支える充実した事務組織を設置

2 駐車場

- ・ 外来・一般用に300台程度、職員用（病院車・病院救急車・検診車用含むとして1,000台程度を想定
- ・ 駐車場等の整備は、院内の交通安全やバリアフリー化に配慮するとともに、病院周辺道路の拡充・整備等、周辺地域の交通安全や混雑緩和に配慮

3 院内保育所

- ・ 病院敷地内に院内保育所を整備。
- ・ 送迎のしやすさ、子供の緊急時の対応、病院への影響を考慮した整備。

4 研修生寮

- ・ 研修医や医学生、看護学生等の実習生のために宿泊施設を整備。
- ・ 建設予定地は、プライバシーの確保のため、病院外敷地も含めて検討。

5 外構設備

- ・ 軽い運動や散歩ができる遊歩道、周囲には街灯、植栽を配置するなど、病院利用者がくつろげる空間を整備。
- ・ 近隣との影響を軽減するため植栽等による緩衝帯を整備。